

一般質問

ここが聞きたい！



阿部 君枝 議員 16

小中学校の特別教室の暑さ対策は



戸松 恵子 議員 17

再生可能エネルギー発電施設の設置を規制する考えは

令和7年第4回町議会（定例会）の一般質問には2人の議員が登壇し、町政に対するさまざまな課題について、現状や今後の方向性を町長などに問い質しました。

一般質問とは、議員が町長や教育長などに對し、町政に関するさまざまな課題について、考えを聞いたり提案をしたりするもので、質問と答弁がかみ合うように全文通告制を採っています。

なお、再質問からは一問一答方式で行い、回数に制限なく質問時間を一議員30分以内としています。

小中学校の

特別教室の暑さ対策は

教育長へ今後工夫して

暑さ対策に取り組みます

問

今夏は、本町においても観測史上初が記録されるほど気温35度以上の猛暑日が5日間連続し、過去に例のない気温の上昇が見られました。

町内の小中学校は、大規模改修工事中の遠軽小を除き、昨年度までに普通教室や職員室等にエアコンが設置され、それにより今年の夏季期間は安全かつ快適に学ぶことができたと思います。

しかし、今後も地球温暖化や気候変動のもと、暑さ対策とその備えをしておかなければならないと考えます。各学校の音楽室や理科室等、実技ともなう特別教室は生徒が移動し授業を受けてい

ますが、これらの教室には未だエアコンが設置されていませんので、夏の暑い時期、冷房のない特別教室は暑さが支障となつて授業に集中できないと考えます。

このことから特別教室の暑さ対策について、町の見解を伺います。

答

昨年度、国の交付金を活用して普通教室、職員室及び校長室にエアコンを設置し、今年度から稼働を開始したところ です。

特に、7月は猛暑日が続くなど、エアコンの稼働により児童生徒の熱中症対策に大きな効果があらつたとの報告を学校から受けています。

なお、エアコンを設置

していない特別教室での授業については、これまでと同様に室温等を把握

し、水分補給をはじめ、

扇風機や簡易エアコンを

活用しているほか、特別

教室を使用せずにエアコン

のある普通教室や比較的

涼しい場所での授業など、

各学校で工夫し対策をと

っております。

今後も児童生徒が安全

で快適に学校生活が送れる

よう、暑さ対策に取り組

組んでいきます。



普通教室ではエアコンが設置されたが、エアコンを設置していない特別教室では室温を把握し扇風機などを活用している

問

今回の質問は、小学5年生の生徒から「音楽室にエアコンをつけてほしい」とお願いされたことがきっかけです。

吹奏楽部は、パートごとに普通教室に分かれて練習し、全体練習は2台の扇風機が設置された音楽室で行いますが、一部にしか風が流れず暑いそうです。

また、特別教室での授業参観も暑さのため普通教室に変更になったこともあったと伺いました。

先生方は、授業中や部活動中であっても、必要に応じて水分補給や休憩



あべ きみえ 阿部 君枝 議員

答

今後については、財政状況、重要度や緊急度を考慮して検討する必要があります。また特別教室のエアコン設置には、電気設備の改修が必要な場合もあり、より慎重に検討したいと考えています。

再生可能エネルギー発電施設の 設置を規制する考えは

町長～検討すべき問題であると
考えています



町内でもさまざまな規模
の太陽光発電施設が設置
されている

答

再エネ発電施設の
設置にあたって、
環境や地域との共生が不

や不安の声があがりました。大雨等による土砂崩れや濁水の発生、景観への影響、動植物の生息環境の悪化などへの不安の声が大きくなっており、再エネの推進には地域住民との十分な合意形成が不可欠です。

この不安の解決のためにも地域の安全確保、自然環境の保全、地域社会と発電建設との調和を推進するため、必要な手続きを定めたガイドラインや条例などが必要と考えますが、町の見解を伺います。

問

道内自治体の再エ
ネ条例を調べてみ

可欠であると考えていますが、現行法令では発電の規模によって住民説明会の実施が義務付けられていないことから、条例やガイドラインが必要かどうか、すでに担当課において検討しているところでは。

町では再エネ発電施設を誘致しているわけではありませんが、国では地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしています。

一方で、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとられない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題の顕在化も認識しており、現行法令と照らし合わせながら、検討すべき問題であると考えているところです。

答

自治体の状況によってガイドラインなり条例なりを定めていると考えており、遠軽町として作るとなると慎重に検討しながら進める必要はありますが、共通していることは事業者への一定の規制として責務や事前の届け出、住民説明会の開催、禁止区域の制定、立ち入り調査や指導、罰則等が制定されています。まさしく今の遠軽町民が待たれているものであり、早期に必要なものですが、ガイドラインと条例の関連についてはどう考えていますか。

答

規制することで、土地利用が制限されることや土地売買への影響、さらに訴訟のリスクも考えられます。こうしたことを踏まえ、今後変わらざる状況を見ながら慎重に進めます。

問

道が出した調査書によると「条例の制定後は一定の強制力を持つて指導することが可能となった」という意見がありますので、私としては法的拘束力のある条例の制定がいいと思いますが町の考えは。

要があります。



とまつ けいこ
戸松 恵子 議員